

令和6年度

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
水道事業会計補正予算書

(第1号)

坂戸、鶴ヶ島水道企業団

目

次

令和6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）	1
債務負担行為に関する調書	2

令和6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度水道事業会計予算第6条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
料金徴収業務委託	令和6年度から 令和11年度まで	897,340 千円	令和6年度から 令和11年度まで	1,056,529 千円
			上記のほか、漏水修繕（メーターボックス内漏水を除く。）、消火栓室等調整、移設工事等に伴う修繕費については、当該年度に予定される件数、内容等に基づき算定した予算額を限度額とする。	

令和6年8月2日 提 出

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊 藤 芳 久

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	収益的 収 入	国 庫 補 助 金	過年度分 損益勘定 留保資金
料金徴収業務委託	1,056,529	—	—	令和6年度 から 令和11年度	1,056,529	1,056,529	0	0
	上記のほか、漏水修繕（メーターボックス内漏水を除く。）、消火栓室等調整、移設工事等に伴う修繕費については、当該年度に予定される件数、内容等に基づき算定した予算額を限度額とする。					全額	0	0